

総合体育館スポーツ教室

どの教室も初心者を対象としているため、無理なく自分のペースで運動することができます。都合に合わせて、いつからでも参加が可能です。

- 会場** まどかパーク総合体育館
 - 必要なもの** ◇運動ができる服装◇上靴◇飲み物◇タオル など
 - 参加費** 1回300円 (保険料込み)
- ※当日、開始時間前に受付窓口で参加料を支払ってください。

- 申込方法** 電話 (氏名・年齢・電話番号・教室名・初回参加日)
 - 申込開始** 1月10日(火)
- ※時間は準備と後片付けを含んだ時間です。
- 申し込みと問い合わせ先**
(公財) 市スポーツ協会 (まどかパーク総合体育館) ☎(503)0021

教室名	日時	内容	定員
気軽に運動教室	1月13日～3月17日 毎週金曜日 午前10時～正午	踏み台昇降運動をメインに、筋力トレーニング、ストレッチなどを行います。楽しく運動し、心も体もリフレッシュしましょう。	15人 (先着順)
トレーニング室 初めて講習	1月17日(火)、2月21日(火) 午後1時半～3時	トレーニング機器の使い方が分からない人を対象にしています。操作方法を学び、目的に応じて運動しましょう。	2人 (先着順)

男女共同参画苦情処理制度

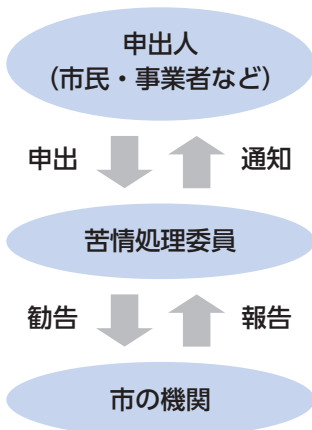
全ての市民が、その個性と能力を尊重する男女共同参画社会の実現を目指した「大野城市男女共同参画条例」には、苦情処理制度が設けられています。

苦情処理委員は、男女共同参画の推進に影響があると思われる市の施策や措置、市職員の行為についての苦情を受け付け、調査・勧告などを行います。

勧告を受けた市の機関は、勧告を尊重し、施策の改善などを図ります。

- 申出方法** 申出書(市役所人権男女共同参画課・まどかぴあ男女平等推進センターアスカラで配布、または市ホームページからダウンロード)を送付または提出
- 提出と問い合わせ先**
人権男女共同参画課 ☎(580)1840

苦情処理のながれ



◆男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる「市の施策や措置」「市職員の行為」についての苦情申出書を提出します。

◆男女共同参画の視点から、苦情処理の対象かどうかを検討します。
◆必要に応じて調査を行い、市の施策や措置、または市職員の行為が男女共同参画の推進を阻害すると認められるときは、是正または改善の措置を講じるよう、勧告します。
◆結果を申出人に通知します。

◆苦情処理委員の勧告を尊重しなければなりません。
◆苦情処理委員が必要と認めるときは、どのような措置を講じたかについての報告をしなければなりません。